

津田小学校創立 150 周年記念事業実行委員会 規約

(名称)

第 1 条 本会の名称は、「津田小学校創立 150 周年記念事業実行委員会」と称する。

(所在地)

第 2 条 事務局の所在地は、津田小学校（広島県廿日市市津田 2 7 4 0）とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員及び準会員が相互に協力して、津田小学校創立を記念する事業（以下「記念事業」）に関する業務を遂行し、津田小学校の教育活動及び地域振興を図ることを目的とする。

(会員及び準会員)

第 4 条 本会の会員を津田小学校の P T A 会員とし、津田小学校在校生及び卒業生、旧 P T A 会員、本会の目的に賛同する者を準会員とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 記念式典
- (2) 記念行事
- (3) 記念誌作成
- (4) その他

(役員)

第 6 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1 名
- (2) 副実行委員長 3 名以内
- (3) 相談役 若干名
- (4) 部長 各専門部 1 名
- (5) 副部長 各専門部 1 名
- (6) 顧問 若干名
- (7) 監事 2 名

(役員の仕事)

第7条 実行委員長は、会務を統括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 相談役は、事業の推進について会長の諮問に応じ、又は必要がある場合に意見を述べる。
- 4 部長は、各専門部を統括する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその仕事を代行する。
- 6 顧問は、本会の運営に参画・助言する。
- 7 監事は、会務の運営に当たる。

(専門部)

第8条 本会には、次の専門部を置き、事業の企画運営を行う。

- (1) 記念式典部
- (2) 記念行事部
- (3) 記念誌作成部
- (4) 資金部

- 2 専門部は、必要に応じて部長が召集して開催する。
- 3 その他、必要があるときは、実行委員会役員承認を得て、第1項以外の専門部を設置することができる。

(専門部の役割)

第9条 専門部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 記念式典部は、式典の企画運営にあたる。
- (2) 記念行事部は、行事の企画運営にあたる。
- (3) 記念誌作成部は、記念誌の作成及び関係資料の整理にあたる。
- (4) 資金部は、記念事業に要する経費に関する寄付金、補助金などの企画運営にあたる。
- (5) その他、第8条第3項により新たに設置された専門部は、その企画運営にあたる。

(実行委員会)

第10条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が召集して開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 記念事業の計画及び予算
- (3) 記念事業の報告及び決算
- (4) その他記念事業に必要な事項

(役員会)

第 11 条 役員会は、必要に応じて実行委員長が召集して開催し、実行委員会の運営に関して重要な事項を審議する。

(運営)

第 12 条 諸問題が発生した場合は、随時役員会を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(予算及び会計)

第 13 条 実行委員会の経費は、PTA 積立金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計は、実行委員会の設立の日に始まり、実行委員会の解散の日に終わる。

(設立年月日)

第 14 条 本会の設立年月日は令和 4 年 10 月 12 日とする。

附則

1 この規約は、津田小学校創立記念事業実行委員会の設立の日（令和 4 年 10 月 12 日）から施行する。